

植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施要領

制定 平成 31 年 2 月 7 日 30 食産第 4438 号
農林水産省食料産業局長通知

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 3 の（1）の植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムとする。

第 3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。なお、特段の定めがない経費の補助率は定額とする。

1 海外における品種保護のための環境整備

日本の品種の海外流出の事態に対応するため、海外における品種登録を行うに当たり、以下の取組を行う。

（1）海外パートナーの確保

品種登録の出願先国における品種登録の審査当局による審査に必要な種苗の提出や出願先国内のは場において種苗の栽培を指示されたにも関わらず、植物防疫上の理由等で審査に必要な種苗の提出等が困難な場合、出願先国や植物防疫の問題がない第三国においてパートナーを確保し、審査を促進する。

（補助対象経費）

人件費、謝金、旅費、事務費（消耗品費、印刷費、資料作成費、通信運搬費等）、資材費、借料、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）

（2）保護対象植物の拡大への取組

日本の品種の海外流出の事態に対応するため、海外における品種登録を行うに当たり、UPOV91 年条約未加盟国において保護対象植物となっていない場合に、保護対象植物の追加に必要な調査・資料の提出を支援する。また、海外品種登録出願をした品種について我が国において既存の審査結果がある場合には、当該データを出願先国の審査当局の求める形式で提供する取組を支援する。

（補助対象経費）

国内経費：保護対象拡大申請書作成費、翻訳費、人件費、謝金、旅費、事務費（消耗品費、印刷費、資料作成費、通信運搬費等）、代理人経費、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）

国外経費：現地代理機関費用、人件費、旅費、事務費（消耗品費、印刷費、資料作成費、通信運搬費等）、代理人経費、委託費（事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一

部を委託するための経費)

2 海外出願促進対策

平成 28 年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業、平成 29 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業、平成 29 年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業及び平成 30 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業で採択され、現在、出願先国において品種登録の審査が終了していない支援対策品種について、円滑な品種登録に向けた支援を実施する。事業の実施に当たっては、海外への品種登録や通関手続に精通した専門知識を有する者等と契約（支援対象品種の育成者権者が別に選定した場合を含む。）し、その契約者又は当該育成者権者が海外への品種登録に関する手続等を行う際に必要となる経費のうち、我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の場合は定額、それ以外は 1/2 以内を補助金として交付する。

(補助対象経費)

国内経費：出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、種苗輸送経費、通関経費、通信運搬費、代理人経費、その他これら出願に付帯する費用

国外経費：出願申請費、種苗提出経費、通関経費、審査費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、代理人経費、その他これら出願に付帯する費用

第 4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成 30 年度とする。

第 5 採択基準

実施要綱第 4 の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 本事業を効果的に実施するための知的財産等に関する知見を有していること。

第 6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式 1 により作成し、食料産業局長に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2 の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第 8 の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第 5 の 2 の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の項目に係る追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表 1 の 3 の (1) の植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3 により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別

記様式 1 の別添の「総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第 7 事業の実施

1 植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施規程の作成

事業実施主体は第 3 の 2 の事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について次に掲げる事項を記載した植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式 2 により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告の手続
- (3) 交付決定及び補助金の額の確定等の手続
- (4) 申請の取下げの手続
- (5) 事業実施計画の（変更）承認等の手続
- (6) 補助金の支払の手続
- (7) 交付決定の取消し等の手続
- (8) 事業実施主体による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

2 事業の実施に関する事項

(1) 事業計画の作成及び報告手続

事業実施主体は、実施規程に定める事業実施計画を間接補助事業者である事業実施団体等（以下「事業実施団体等」という。）に作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。第 3 の 2 の事業の事業実施計画には、出願品種名、出願先国・地域及び国内代理人（定まっている場合）を明記することとする。また、事業実施主体は、提出された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を明示した上で別記様式 3 により事業実施団体等への採択通知に先立ち食料産業局長に報告するものとする。

(2) 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、事業実施計画の承認後、事業実施団体等に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。また、事業完了後に検査を行い、補助金の額を確定し、確定に基づき支払を行うものとする。

(3) 事業の進捗状況管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、事業実施団体等に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

第 8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

食料産業局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導

食料産業局長は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、交付要綱別記様式第5号の補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。ただし、交付要綱第12の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 その他

1 助成対象

事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

2 事業実施主体の事業遂行

事業実施主体は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附 則

この要領は、平成31年2月7日から施行する。

別記様式 1（第 6 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施計画の（変更、中止、
廃止の承認）申請書

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762
号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、
廃止の承認）を申請する。

※ 注 1 関係書類として、別添 1 及び参考書類を添付すること。

なお、別添 1 中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中
止又は廃止申請の場合は「中止（又は廃止）の理由」とし、いずれの場合もその理由に
ついて記載すること。

注 2 変更承認申請の場合は、「第 5 の 1」を「第 5 の 2」とし事業実施計画の承認通知があっ
た内容等と容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで
上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては
記入を省略できる。

注 3 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度植物
品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施結果報告書」とし、関係書類には、実績を
記載すること。

なお、別添 1 中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とある
のは「実績」とすること。

別記様式 2（第 7 の 1 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施規程の（変更）承認
申請について

植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施要領（平成 31 年 2 月 7 日 30 食産第 4438 号
農林水産省食料産業局長通知）第 7 の 1 の規定に基づき、植物品種等海外流出防止環境整備緊急
対策事業実施規程の承認（変更）を申請する。

注：関係書類として、植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施規程を添付すること。

別記様式 3（第 7 の 2 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施計画の報告について

植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施要領（平成 31 年 2 月 7 日 30 食産第 4438 号
農林水産省食料産業局長通知）第 7 の 2 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

注：関係書類として、別添 2 を添付すること。

別添 1

植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施計画書

1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載すること。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載すること。
※本事業における組織体制の概要を図等で示すこと。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示すこと。	

2 事業目的

--

3 実施内容

(1) 海外における品種保護のための環境整備

①海外パートナーの確保

ア：実施内容
イ：実施方法（対象国選定、海外現地ほ場調査、海外ほ場の運営・管理方法）
ウ：年間スケジュール

②保護対象植物の拡大

ア：実施内容
イ：実施方法（対象国選定、現地調査、保護対象植物拡大申請の実施）
ウ：年間スケジュール

(2) 海外出願促進対策

ア：実施内容（支援目標数等）
イ：実施方法（管理・運営方法）
ウ：年間スケジュール

4 事業の成果目標

--

5 事業成果・効果の検証方法

--

6 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
1 海外における品種保護のための環境整備費 (1) 海外パートナーの確保に係る経費 (2) 保護対象植物の拡大への取組に係る経費 2 海外出願促進対策費 (1) 農業の輸出強化のため重要な品種の海外への品種登録出願に係る経費 (2) (1) 以外の品種登録出願支援に係る経費	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。

別添 2

海外出願促進対策

支援対象者名	植物種類名	品種名	我が国における出願番号又は登録番号	出願先国・地域	国内代理人名	採択の可否

注：事業実施主体に提出のあった植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業実施計画を添付すること。